

令和4年6月29日

(株)豆子郎 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 8年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10日以上とする。
(次世代法・女性活躍推進法)

＜対策＞

- 令和 3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 3年 5月～ 計画的な取得に向けて社員へ周知
- 令和 3年 7月～ 7月、11月、4月に取得状況を確認
目標達成に向けて未取得者への勧奨を行う。
- 令和 3年 4月～ 平均取得率を算出。社内広報誌で取得率アップを呼びかける。

目標2：産休・育休復帰後の職務や勤務地等について聞き取りを行い
両立可能な環境づくりを実施する。 (次世代法)

＜対策＞

- 令和 3年 4月～ 産休・育休中社員に対して年1回以上個人面談を実施。希望職務・勤務地を確認する。
産休・育休復帰前に再度希望を確認。個別に対応。

目標3：若者のインターンシップ受け入れを増強し、適正な募集・採用機会の確保を推進する。 (次世代法)

＜対策＞

- 令和 3年 4月～ 受け入れ体制について検討開始(学生の長期休暇に合わせて受け入れ期間を設定。受け入れ回数を増やす。)
関係行政機関との連携
- 令和 3年 6月～ 社員への周知。
- 令和 3年 7月～ インターンシップの受け入れ開始。

**目標4：男女ともに定着率を向上させる。勤続年数3年以上の定着率100%を目指
(女性活躍推進法)**

＜対策＞

- 令和4年8月～ 働きやすい職場環境の整備
- 令和4年10月～ 評価制度の設計、社内への周知
- 令和4年3月～ 評価者による面談、評価者会議